

○伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例

平成 4 年 10 月 2 日

条例第 33 号

～（抜粋）～

（廃棄物減量計画の提出）

第 11 条 規則で定める規模以上の廃棄物を排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、その排出する廃棄物の再生利用等による減量に関する計画（以下「廃棄物減量計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。廃棄物減量計画に大きな変更が生じたときも同様とする。

（廃棄物管理責任者の届出）

第 12 条 多量排出事業者は、その排出する廃棄物の減量に関する業務で規則で定めるものを行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

（指導および勧告）

第 13 条 市長は、多量排出事業者が第 11 条または前条の規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた多量排出事業者が、当該指導に従わないときは、期限を定めて、廃棄物減量計画の提出または廃棄物管理責任者の届出をすべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第 14 条 市長は、前条の勧告を受けた多量排出事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（一般廃棄物処理の拒否の措置）

第 15 条 市長は、第 11 条の規定に違反したことにより第 13 条第 2 項の勧告を受けた多量排出事業者が、前条の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その排出する廃棄物の処理の拒否に関し必要な措置を講ずることができる。

付 則（平成 30 年 12 月 25 日条例第 65 号）

（施行期日）

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。